

「適正なガス取引についての指針」改定案 新旧対照表

改定案	現 行
<p><b>第一部 適正なガス取引についての指針の必要性と構成</b></p> <p><b>1 本指針の必要性</b></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 平成27年には、エネルギー基本計画（平成26年4月11日閣議決定）において、市場の垣根を撤廃し、電力・ガス・熱供給のシステム改革を一体的に推進することとしたことを踏まえ、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「平成27年改正法」という。）が成立し、平成29年4月にガスの小売業への参入が全面自由化され、令和4年4月に導管部門の更なる中立性を確保するために一定基準に該当するガス事業者の導管部門の法的分離が行われることとなった。</p> <p>(7) <u>本指針は、こうした一連のガスシステム改革により新たなステージに入る新しいガス市場における適正な取引の在り方を示すものである。</u></p> <p><b>2 (略)</b></p> <p><b>第二部 適正なガス取引についての指針</b></p> <p><b>I～III (略)</b></p> <p><b>IV 託送供給分野における適正なガス取引の在り方</b></p> <p><b>1 考え方</b></p>	<p><b>第一部 適正なガス取引についての指針の必要性と構成</b></p> <p><b>1 本指針の必要性</b></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 平成27年には、エネルギー基本計画（平成26年4月11日閣議決定）において、市場の垣根を撤廃し、電力・ガス・熱供給のシステム改革を一体的に推進することとしたことを踏まえ、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「平成27年改正法」という。）が成立し、平成29年4月にガスの小売業への参入が全面自由化され、平成34年4月に導管部門の更なる中立性を確保するために一定基準に該当するガス事業者の導管部門の法的分離が行われることとなった。</p> <p>(7) <u>今回の本指針の改定は、このようなガスシステム改革を踏まえ、平成29年4月の小売全面自由化により新たなステージに入る新しいガス市場における適正な取引の在り方を示すものである。</u></p> <p><b>2 (略)</b></p> <p><b>第二部 適正なガス取引についての指針</b></p> <p><b>I～III (略)</b></p> <p><b>IV 託送供給分野における適正なガス取引の在り方</b></p> <p><b>1 考え方</b></p>

改 定 案	現 行
<p>(1) <u>公正かつ有効な競争の観点からは、ガス導管事業者自身の内部取引（特別一般ガス導管事業者（ガス事業法第54条の2に規定する者をいう。以下同じ。）にあってはその特定関係事業者（同法第54条の4第1項に規定する者をいう。）、特別特定ガス導管事業者（同法第80条の2に規定する者をいう。以下同じ。）にあってはその特定関係事業者（同法第80条の4第1項に規定する者をいう。）との取引）と同一の条件の下に、全てのガス小売事業者及びガス製造事業者に対し、ネットワークが開放されることが不可欠である。</u></p> <p><u>そこで、一定基準に該当するガス導管事業者の導管部門の法的分離による中立性担保に加え、託送供給料金と導管ネットワーク運用の両面において、透明、公平、迅速かつ合理的な条件による対応が求められる。</u></p> <p>①（略）</p> <p>② <u>導管ネットワーク運用に関しては、ガス導管事業者は、正当な理由なく託送供給を拒んではならないこととされており（同法第47条第1項、第75条）、また、託送供給の業務において知り得た情報の目的外利用及び提供（以下「情報の目的外利用」という。）並びに託送供給の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務（以下「導管等業務」という。）における差別的取扱い等の「ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害する」行為が禁止されている（同法第54条第1項各号、第80条第1項各号）。さらに、導管部門のより一層の中立性を担保するため、平成27年改正法において、特別一般ガス導管事業者及び特別特定ガス導管事業者は、ガス小売事業又はガス製造事業（ガス小売事業の用に供するためのガスを製造するものに限る。）との兼業が制限されることとなった（同法第54条の2、第80条の2）（以下「法的分離」という。）。法的分離に伴い、特別一般ガス導管事業者及び特別特定ガス導管事業者とその特定関係事業者との間の一定の役職員の兼職が制限されるほか、特定関係事業者が、特別一般ガス導管事業者及び特別特定ガス導管事業者に対してガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害する行為等を要求し、又は依頼すること等を禁止しており、経済産業大臣は、これらに違反する行為があると認めるときは、当該行為の停止又は変更の命令を発動できることとされている（注1、2）。</u></p> <p>また、ガス導管事業者が、託送供給業務において知り得た情報を不当に利用すること又は託送供給業務を差別的に取り扱うことは、他のガス小売事業者や</p>	<p>(1) 公正かつ有効な競争の観点からは、ガス導管事業者自身の内部取引と同一の条件の下に、全てのガス小売事業者に対し、ネットワークが開放されることが不可欠である。</p> <p>具体的には、託送供給料金と導管ネットワーク運用の両面において、透明、公平、迅速かつ合理的な条件による対応が求められる。</p> <p>①（略）</p> <p>② 導管ネットワーク運用に関しては、ガス導管事業者は、正当な理由なく託送供給を拒んではならないこととされている（同法第47条第1項、第75条）。また、託送供給分野における禁止行為として、同法第54条第1項各号、第80条第1項各号において、ガス導管事業者に課される託送供給に伴う情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱いの禁止に関する事項が規定されている（注1、2）。</p> <p>また、ガス導管事業者が、託送供給業務において知り得た情報を不当に利用すること又は託送供給業務を差別的に取り扱うことは、他のガス製造事業者や</p>

改 定 案	現 行
<p>ガス製造事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあり、独占禁止法上問題となりやすい。 (注 1、2) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>ガス小売事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあり、独占禁止法上問題となりやすい。 (注 1、2) (略)</p> <p>(2) (略)</p>
<p><b>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</b></p>	<p><b>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</b></p>
<p>(1) 託送供給料金等についての公平性の確保</p>	<p>(1) 託送供給料金等についての公平性の確保</p>
<p><u>ア</u> 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p>	<p><u>○</u> 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>① 託送供給料金に係る問合せ対応</p>	<p>① 託送供給料金に係る問合せ対応</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>また、ガス導管事業者は、あるひとつの需要場所に対して供給する場合の託送供給料金負担について、<u>自己の小売部門又は関係事業者（ガス事業法施行規則第79条の2第3号又は第127条の2に規定する者をいう。以下同じ。）（特別一般ガス導管事業者及び特別特定ガス導管事業者にあつてはその特定関係事業者をいう。以下同じ。）たるガス小売事業者以外のガス小売事業者からのガスの購入を検討している需要家からの問合せがあった場合、これに応じることが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。</u>なお、こうした問合せに対してガス導管事業者は、託送供給等業務を行う部門と、<u>自己の小売部門又は関係事業者たるガス小売事業者との情報遮断を厳格に行うことが適当である。</u></p>	<p>また、ガス導管事業者は、あるひとつの需要場所に対して供給する場合の託送供給料金負担について、<u>自己又はグループ内の小売部門以外のガス小売事業者からのガスの購入を検討している需要家からの問合せがあった場合、これに応じることが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。</u>なお、こうした問合せに対してガス導管事業者は、託送供給等業務を行う部門と、<u>自己又はグループ内の小売部門等他部門との情報遮断を厳格に行うことが適当である。</u></p>
<p>② (略)</p>	<p>② (略)</p>
<p><u>イ</u> 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p>	<p>(新設)</p>
<p>① 託送供給料金の値下げ届出変更命令</p>	

改 定 案	現 行
<p><u>ガス導管事業者が変更する託送供給約款が、不当に高い料金水準を設定する場合や料金以外の供給条件が不当に厳しく設定されている場合には、ガスの供給を受ける者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがあることから、ガス事業法上の変更命令が発動される可能性がある（同法第48条、第49条、第76条、第77条）。</u></p> <p>② <u>託送供給料金の変更認可申請命令</u></p> <p><u>一般ガス導管事業者の託送供給約款が、物価の大幅な変動や需要構成の著しい変化があるなど社会的経済的事情の変動により、著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認められる場合には、同法上の変更認可申請命令が発動される可能性がある（同法第50条）。</u></p> <p>③ <u>最終保障供給約款の届出変更命令</u></p> <p><u>一般ガス導管事業者が定める最終保障供給約款が、公表された標準メニューと比べて不当に高いものである場合には、最終保障供給約款により供給を受ける需要家の利益を著しく阻害するおそれがあることから、同法上の変更命令が発動される可能性がある（同法第51条）。</u></p> <p>(2) <u>ネットワーク運営の中立性の確保</u></p> <p>(2) - 1 <u>ガス導管事業者の託送供給等に係る行為規制</u></p> <p>① <u>ガス導管事業者の託送供給の業務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止</u></p> <p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p>(略)</p>	<p>(2) <u>情報の目的外利用の禁止</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p>(略)</p>

改 定 案	現 行
<p>i <u>託送供給を依頼するガスを供給する事業を営む者(新たに託送供給を依頼しようとする者を含む。以下「託送供給依頼者」という。)に対する託送供給に関連する情報連絡窓口は、自己の小売部門若しくは製造部門又は関係事業者ではなく、託送供給の業務及びこれに関連する業務(以下「託送供給関連業務」という。)を行う部門(以下「託送供給関連業務部門」という。)に設置し、これを明確化する。</u></p> <p>ii <u>託送供給関連業務部門において託送供給の業務を行う従業員は、自己の小売部門若しくは製造部門又は関係事業者の業務は行わない。ただし、供給設備の事故や非常災害時等、緊急的に供給支障を解消することが必要な場合には、自己の小売部門若しくは製造部門又は関係事業者の従業員が託送供給関連業務部門の業務を行うこと、又は託送供給関連業務部門において託送供給の業務を行う従業員が、自己の小売部門若しくは製造部門又は関係事業者の業務を行うことを妨げるものではない。</u></p> <p>iii <u>上記iiに掲げるもののほか、ガス導管事業者は、現在、自己の小売部門若しくは製造部門又は関係事業者と連携(委託による場合を含む。以下このiiiにおいて同じ。)して行われているガス導管事業者のガス供給業務の過度の硬直化・非効率化を招かないよう留意し、連携して行う必要のある業務については、同法で禁止される行為に該当しないかを確認し、当該業務を明確化する。</u></p> <p>iv <u>託送供給の業務に関して知り得た他のガスを供給する事業を営む者(以下「ガス供給事業者」という。)及びガスの使用者に関する情報(以下「託送供給関連情報」という。)について、託送供給関連業務等の遂行のため、自己の小売部門、製造部門その他の情報の目的外利用を行うおそれのある部門又は関係事業者に渡さざるを得ないもの(技術的検討依頼を行う場合等)は、ガス供給事業者や関連するガス使用者の名称を符号化して扱う等の対応により、その情報を自己の小売部門、製造部門その他の情報の目的外利用を行うおそれのある部門及び関係事業者が目的外に活用できないように厳格に管理する。</u></p> <p>(削る)</p>	<p>① <u>託送供給を依頼するガスを供給する事業を営む者(新たに託送供給を依頼しようとする者を含む。以下「託送供給依頼者」という。)に対する託送供給に関連する情報連絡窓口は、自己又はグループ内の製造部門又は小売部門ではなく、託送供給の業務及びこれに関連する業務(以下「託送供給関連業務」という。)を行う部門(以下「託送供給関連業務部門」という。)に設置し、これを明確化する。</u></p> <p>② <u>託送供給関連業務部門において託送供給の業務を行う従業員は、自己又はグループ内の製造部門又は小売部門の業務は行わない。ただし、供給設備の事故や非常災害時等、緊急的に供給支障を解消することが必要な場合、自己又はグループ内の製造部門又は小売部門に属する者が託送供給関連業務部門の業務を行うことを妨げるものではない。</u></p> <p>③ <u>上記②に掲げるもののほか、ガス導管事業者は、現在、自己又はグループ内の製造部門又は小売部門と連携して行われているガス導管事業者のガス供給業務の過度の硬直化・非効率化を招かないよう留意し、連携して行う必要のある業務については、当該業務を明確化する。</u></p> <p>④ <u>託送供給の業務に関して知り得た託送供給依頼者及びガスの使用者に関する情報(以下「託送供給関連情報」という。)の目的外利用を防止するため、託送供給の業務を行う従業員は、託送供給関連情報の記載のある文書・データを適切な方法により保管するとともに、託送供給関連業務部門から他部門への託送供給関連情報の伝達及び両部門間の託送供給関連情報の共有(社内文書交換、共通サーバーへのアクセス等)等を管理する。また、託送供給関連業務部門と他部門は別室にする等、物理的に隔絶する。</u></p> <p>⑤ <u>託送供給関連業務部門と他部門との人事交流に当たっては、託送供給関連情報の目的外利用を防止するため、行動規範を作成し、当該従業員に遵守させる。</u></p>

改 定 案	現 行
<p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>v なお、ガス導管事業者のガス事業の規模や経営実態から、上記 i から iv までの措置の厳格な実施が困難な場合においては、導管ネットワークの公平・透明な利用という同法の趣旨を踏まえ、事業規模等に応じた適切な情報管理を行うものとする。</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>託送供給関連情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供する行為があると認められる場合は、当該業務を行うガス導管事業者に対し、<u>当該行為の停止、変更の命令（同法第54条第2項又は第80条第2項）又は業務改善勧告（同法第178条第1項）が発動される可能性がある。</u></p> <p>ここでいう「託送供給の業務に関して知り得た託送供給依頼者及びガスの使用者に関する情報」とは、他の事業者が知り得た場合に当該事業者の行動に影響を及ぼし得る情報で、例えば、以下の<u>情報及びこれらに基づき計算される情報等であって、公表されていないもの</u>をいう。</p> <p>i 託送供給依頼者のガス供給源（契約により調達するものを含む。以下同じ。）の状況</p>	<p>なお、<u>両部門を統括するような地位にある従業員、経営者等についても行動規範を遵守させる。</u></p> <p>⑥ <u>託送供給関連業務部門に提供された情報で、託送供給関連業務等の遂行のため、他部門に渡さざるを得ないもの（技術的検討依頼を行う場合等）については、託送供給依頼者や関連するガス使用者の名称を符号化して扱う等の対応により、その情報を他部門が目的外に活用できないように管理する。</u></p> <p>⑦ <u>託送供給関連情報の目的外利用の禁止を含め、託送供給関連情報の取扱いに関して、社内規程等を作成し、公表する。また、当該社内規程等の遵守状況に係る管理責任者を選任し、公表する。</u></p> <p>⑧ なお、ガス導管事業者のガス事業の規模や経営実態から、上記①から⑦までの措置の厳格な実施が困難な場合においては、導管ネットワークの公平・透明な利用というガス事業法の趣旨を踏まえ、事業規模等に応じた適切な情報管理を行うものとする。</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>託送供給の業務に関して知り得た託送供給依頼者及びガスの使用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供する行為があると認められる場合は、当該業務を行うガス導管事業者に対し、<u>ガス事業法第54条第2項、第80条第2項による当該行為の停止又は変更の命令が発動される。</u></p> <p>ここでいう「託送供給の業務に関して知り得た託送供給依頼者及びガスの使用者に関する情報」とは、他の事業者が知り得た場合に当該事業者の行動に影響を及ぼし得る情報で、例えば、<u>以下のような情報をいう。</u></p> <p>① 託送供給依頼者のガス供給源（契約により調達するものを含む。以下同じ。）の状況</p>

改 定 案	現 行
<p>1)～3) (略)</p> <p>ii 託送供給依頼者のガス供給条件等</p> <p>1)～3) (略)</p> <p>iii 託送供給依頼者のガスの使用者の需要動向・需要実績等</p> <p>1)～3) (略)</p> <p>(略)</p> <p>i 託送供給依頼者の経営状況の把握</p> <p>ii 託送供給依頼者に対抗したガス供給の提案</p> <p>iii 託送供給依頼者の特定の需要家を特に対象とした営業活動</p> <p>iv 託送供給依頼者の需要家を自己の小売部門又は関係事業者たる小売事業者に転換させ、又は託送供給依頼者の契約変更を阻止する等のために利用すること</p> <p>ガス導管事業者が、託送供給業務を通じて知り得た<u>ガス小売事業者</u>、<u>ガス製造事業者</u>やその顧客に関する情報を、自己の小売部門若しくは製造部門又は関係事業者においてその事業活動に不当に利用することにより、当該<u>ガス小売事業者</u>や<u>ガス製造事業者</u>の競争上の地位を不利にし、その事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある(私的独占、取引妨害等)。</p> <p>② <u>ガス導管事業者の導管等業務における差別的取扱いの禁止</u></p> <p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p>i 関係情報の積極的な公表</p> <p>(略)</p> <p>ii 導管網への接続検討における望ましい対応</p> <p>(略)</p>	<p>1)～3) (略)</p> <p>② 託送供給依頼者のガス供給条件等</p> <p>1)～3) (略)</p> <p>③ 託送供給依頼者のガスの使用者の需要動向・需要実績等</p> <p>1)～3) (略)</p> <p>(略)</p> <p>① 託送供給依頼者の経営状況の把握</p> <p>② 託送供給依頼者に対抗したガス供給の提案</p> <p>③ 託送供給依頼者の特定の需要家を特に対象とした営業活動</p> <p>④ 託送供給依頼者の需要家を自己又は関係事業者に転換させ、又は託送供給依頼者の契約変更を阻止する等のために利用すること</p> <p>ガス導管事業者が、託送供給業務を通じて知り得た<u>ガス製造事業者</u>、<u>ガス小売事業者</u>やその顧客に関する情報を、自己の製造部門や小売部門においてその事業活動に不当に利用することにより、当該<u>ガス製造事業者</u>や<u>ガス小売事業者</u>の競争上の地位を不利にし、その事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある(私的独占、取引妨害等)。</p> <p>(3) <u>差別的取扱いの禁止</u></p> <p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p>① 関係情報の積極的な公表</p> <p>(略)</p> <p>② 導管網への接続検討における望ましい対応</p> <p>(略)</p>

改 定 案	現 行
<p>なお、ガス導管事業者のガス事業の規模や導管網の敷設状況から、上記 <u>i</u> に関する措置の実施が困難な場合には、導管ネットワークの公平・透明な利用というガス事業法の趣旨を踏まえ、適切な方法により情報提供を行うものとする。</p> <p>ガス導管事業者は、託送供給料金と自己の小売部門又は関係事業者たるガス小売事業者の行う小売・卸供給に対する託送供給相当の料金の透明性及び公平性を確保する観点から、需要家の了解が得られた場合には、託送供給依頼者や需要家の求めに応じて、個別の小売・卸供給に対する託送相当の料金額、需要実績等を速やかに提供することが望ましい。</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>導管等業務について、例えば、以下のように、特定の託送供給依頼者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与える行為があると認められる場合は、ガス導管事業者に対し、当該行為の停止、変更の命令（同法第54条第2項又は第80条第2項）又は業務改善勧告（同法第178条第1項）が発動される可能性がある。</p> <p><u>i</u> 託送供給関連業務部門による個別ルールの差別的な適用</p> <p>導管網への接続の検討、導管網の利用、導管網の整備等にかかる計画段階等において、例えば、以下のように、ガス導管事業者が当該事業者の自己の小売部門若しくは製造部門又は関係事業者たるガス小売事業者若しくはガス製造事業者と託送供給依頼者とを不当に差別的に取り扱った場合（複数の託送供給依頼者に対して託送供給を行う場合において特定の託送供給依頼者とそれ以外の託送供給依頼者とを不当に差別的に取り扱う場合を含む。以下 <u>ii</u> ～ <u>iv</u> において同じ。）</p> <p>1) ガス導管事業者の自己の小売部門若しくは製造部門又は関係事業者たるガス小売事業者若しくはガス製造事業者と託送供給依頼者との間で、導管網への接続の検討に関して、検討に要する期間が不当に異なる、検討の内容が不当に異なる、託送供給等にかかる条件を変更した場合の対応が不当に異なる、回答の内容が不当に異なる、適用する判断基準や技術基準が不当に異なる</p>	<p>なお、ガス導管事業者のガス事業の規模や導管網の敷設状況から、上記①に関する措置の実施が困難な場合には、導管ネットワークの公平・透明な利用というガス事業法の趣旨を踏まえ、適切な方法により情報提供を行うものとする。</p> <p>ガス導管事業者は、託送供給料金と自己又はグループ内の小売部門の行う小売・卸供給に対する託送供給相当の料金の透明性及び公平性を確保する観点から、需要家の了解が得られた場合には、託送供給依頼者や需要家の求めに応じて、個別の小売・卸供給に対する託送相当の料金額、需要実績等を速やかに提供することが望ましい。</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>託送供給の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務（ガス事業法第54条第1項、第80条第1項）について、例えば、以下のように、特定の託送供給依頼者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与える行為があると認められる場合は、ガス導管事業者に対し、同法第54条第2項、第80条第2項による当該行為の停止又は変更の命令が発動される。</p> <p>① 託送供給関連業務部門による個別ルールの差別的な適用</p> <p>導管網への接続の検討、導管網の利用、導管網の整備等にかかる計画段階等において、例えば、以下のように、ガス導管事業者が当該事業者の自己又はグループ内の製造部門又は小売部門と託送供給依頼者とを不当に差別的に取り扱った場合（複数の託送供給依頼者に対して託送供給を行う場合において特定の託送供給依頼者とそれ以外の託送供給依頼者とを不当に差別的に取り扱う場合を含む。以下②～④において同じ。）</p> <p>1) ガス導管事業者の自己又はグループ内の製造部門又は小売部門と託送供給依頼者との間で、導管網への接続の検討に関して、検討に要する期間が不当に異なる、検討の内容が不当に異なる、託送供給等にかかる条件を変更した場合の対応が不当に異なる、回答の内容が不当に異なる、適用する判断基準や技術基準が不当に異なる、費用負担が不当に異なる又は計画を撤回した場合の取扱いが不当に異なる場合</p>



改 定 案	現 行
<p>る、費用負担が不当に異なる又は計画を撤回した場合の取扱いが不当に異なる場合</p> <p>2) ガス導管事業者の<u>自己の小売部門若しくは製造部門又は関係事業者たるガス小売事業者若しくはガス製造事業者と託送供給依頼者との間で、異なる条件で、ガス供給を制限又は停止する等、導管網の運用に関する取扱いが不当に異なる場合</u></p> <p>3) ガス導管事業者の<u>自己の小売部門若しくは製造部門又は関係事業者たるガス小売事業者若しくはガス製造事業者と託送供給依頼者との間で、導管のメンテナンス、ガスメーター交換の実施に関する情報の通知時期が不当に異なる、あるいは特定の事業者に対して事前に連絡を行わない等託送供給を利用するに当たり、託送供給依頼者が必要とする情報の提供について不当に差別的に取り扱った場合</u></p> <p>4) ガス導管事業者の<u>自己の小売部門若しくは製造部門又は関係事業者たるガス小売事業者若しくはガス製造事業者と託送供給依頼者との間で、ガス製造設備の接続申込み等に対して、正当な理由なく、不当に導管を迂回して敷設する等により、導管網の整備等に関して不当に差別的に取り扱った場合</u></p>	<p>2) ガス導管事業者の<u>自己又はグループ内の製造部門又は小売部門と託送供給依頼者との間で、異なる条件で、ガス供給を制限又は停止する等、導管網の運用に関する取扱いが不当に異なる場合</u></p> <p>3) ガス導管事業者の<u>自己又はグループ内の製造部門又は小売部門と託送供給依頼者との間で、導管のメンテナンス、ガスメーター交換の実施に関する情報の通知時期が不当に異なる、あるいは特定の事業者に対して事前に連絡を行わない等託送供給を利用するに当たり、託送供給依頼者が必要とする情報の提供について不当に差別的に取り扱った場合</u></p> <p>4) ガス導管事業者の<u>自己又はグループ内の製造部門又は小売部門と託送供給依頼者との間で、ガス製造設備の接続申込み等に対して、正当な理由なく、不当に導管を迂回して敷設する等により、導管網の整備等に関して不当に差別的に取り扱った場合</u></p>
<p>ii 託送供給関連業務部門が保有する情報の差別的な開示・周知</p> <p>託送供給料金の改定、導管網への接続の検討に関して託送供給業務関連部門が保有する情報の開示・周知において、例えば、以下のように、ガス導管事業者の<u>自己の小売部門若しくは製造部門又は関係事業者たるガス小売事業者若しくはガス製造事業者と託送供給依頼者とを不当に差別的に取り扱った場合</u></p> <p>1) ガス導管事業者の<u>自己の小売部門若しくは製造部門又は関係事業者たるガス小売事業者若しくはガス製造事業者と託送供給依頼者との間で、導管網への接続の検討の際に事前に開示する情報（例えば、導管敷設状況、導管の圧力・最大流量、託送供給可能量等）に不当に差がある場合</u></p> <p>2) ガス導管事業者の<u>自己の小売部門若しくは製造部門又は関係事業者たるガス小売事業者若しくはガス製造事業者と託送供給依頼者との間で、例えば、新しい託送供給料金の公表後、直ちにガス導管事業者の自己の小売部門若しくは製造部門又は関係事業者たるガス小売事業者若しくはガス製造事業者が新しい託送供給料金に基づき作成した新料金メニューによる営業活動を</u></p>	<p>② 託送供給関連業務部門が保有する情報の差別的な開示・周知</p> <p>託送供給料金の改定、導管網への接続の検討に関して託送供給業務関連部門が保有する情報の開示・周知において、例えば、以下のように、ガス導管事業者の<u>自己又はグループ内の製造部門又は小売部門と託送供給依頼者とを不当に差別的に取り扱った場合</u></p> <p>1) ガス導管事業者の<u>自己又はグループ内の製造部門又は小売部門と託送供給依頼者との間で、導管網への接続の検討の際に事前に開示する情報（例えば、導管敷設状況、導管の圧力・最大流量、託送供給可能量等）に不当に差がある場合</u></p> <p>2) ガス導管事業者の<u>自己又はグループ内の製造部門又は小売部門と託送供給依頼者との間で、例えば、新しい託送供給料金の公表後、直ちにガス導管事業者の自己又はグループ内の製造部門又は小売部門が新しい託送供給料金に基づき作成した新料金メニューによる営業活動を行う場合等料金改定や条件変更に関する情報の事前の周知に不当に差がある場合</u></p>

改 定 案	現 行
<p>行う場合等料金改定や条件変更に関する情報の事前の周知に不当に差がある場合</p> <p>3) <u>ガス導管事業者の自己の小売部門若しくは製造部門又は関係事業者たるガス小売事業者若しくはガス製造事業者と託送供給依頼者との間で、託送供給業務関連部門が保有するガスの使用者に関する情報（例えば、年・月間使用量等）の開示が不当に差別的に取り扱われている場合</u></p> <p>iii 託送供給料金メニュー・サービスの提供における差別的な対応</p> <p>同一供給条件の需要に対する、託送供給料金メニューの適用、託送供給業務におけるサービスの提供等において、例えば、以下のように、<u>ガス導管事業者の自己の小売部門若しくは製造部門又は関係事業者たるガス小売事業者若しくはガス製造事業者と託送供給依頼者とを不当に差別的に取り扱った場合</u></p> <p>1) 託送供給契約期間中に契約最大使用量の変更を行う場合において、<u>ガス導管事業者の自己の小売部門若しくは製造部門又は関係事業者たるガス小売事業者若しくはガス製造事業者と託送供給依頼者との間で補償料等の適用に係る取扱いが異なる場合</u></p> <p>2) 託送供給契約において、託送供給依頼者が1年未満の契約期間での契約ができない又は一年未満の期間で契約を解約して精算することができないことなど、契約期間に関して取扱いが異なることにより、<u>ガス導管事業者の自己の小売部門若しくは製造部門又は関係事業者たるガス小売事業者若しくはガス製造事業者が需要家に対し提供するガス供給サービス（例えば、契約期間）と同等のサービスを託送供給依頼者が提供できなくなる場合</u></p> <p>3) 託送供給サービスにおいて、ガス導管事業者からの託送供給量の連絡の時期・方法が、<u>ガス導管事業者の自己の小売部門若しくは製造部門又は関係事業者たるガス小売事業者若しくはガス製造事業者と託送供給依頼者との間で不当に異なることにより、ガス導管事業者の自己の小売部門若しくは製造部門又は関係事業者たるガス小売事業者若しくはガス製造事業者が需要家に提供しているガス使用量の通知サービスと同等のサービスを託送供給依頼者が提供できなくなる場合</u></p> <p>iv その他託送供給に関連した需要家への差別的な対応</p>	<p>3) <u>ガス導管事業者の自己又はグループ内の製造部門又は小売部門と託送供給依頼者との間で、託送供給業務関連部門が保有するガスの使用者に関する情報（例えば、年・月間使用量等）の開示が不当に差別的に取り扱われている場合</u></p> <p>③ 託送供給料金メニュー・サービスの提供における差別的な対応</p> <p>同一供給条件の需要に対する、託送供給料金メニューの適用、託送供給業務におけるサービスの提供等において、例えば、以下のように、<u>ガス導管事業者が当該事業者の自己又はグループ内の製造部門又は小売部門と託送供給依頼者とを不当に差別的に取り扱った場合</u></p> <p>1) 託送供給契約期間中に契約最大使用量の変更を行う場合において、<u>ガス導管事業者の自己又はグループ内の製造部門又は小売部門と託送供給依頼者との間で補償料等の適用に係る取扱いが異なる場合</u></p> <p>2) 託送供給契約において、託送供給依頼者が1年未満の契約期間での契約ができない又は一年未満の期間で契約を解約して精算することができないことなど、契約期間に関して取扱いが異なることにより、<u>ガス導管事業者の自己又はグループ内の製造部門又は小売部門が需要家に対し提供するガス供給サービス（例えば、契約期間）と同等のサービスを託送供給依頼者が提供できなくなる場合</u></p> <p>3) 託送供給サービスにおいて、ガス導管事業者からの託送供給量の連絡の時期・方法が、<u>ガス導管事業者の自己又はグループ内の製造部門又は小売部門と託送供給依頼者との間で不当に異なることにより、ガス導管事業者の自己又はグループ内の製造部門又は小売部門が需要家に提供しているガス使用量の通知サービスと同等のサービスを託送供給依頼者が提供できなくなる場合</u></p> <p>④ その他託送供給に関連した需要家への差別的な対応</p>

改 定 案	現 行
<p>導管部門の事故対応等（事故状況の問合せ、事故復旧の順序等）、計量器の交換の可否・交換時期に関して、ガス導管事業者が、<u>自己の小売部門又は関係事業者たるガス小売事業者の需要家であるか託送供給依頼者の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱った場合（なお、結果として事故復旧の順序が異なること自体が問題であるわけではない。）</u></p> <p>（略）</p> <p>ガス導管事業者が、託送供給業務を行うに当たり、例えば以下のように自己の小売部門若しくは製造部門又は関係事業者たるガス小売事業者若しくはガス製造事業者等と他のガス小売事業者やガス製造事業者等を差別的に取り扱うことにより、当該ガス小売事業者やガス製造事業者の競争上の地位を不利にし、その事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶、差別取扱い等）。</p> <p>○ <u>自己の小売部門若しくは製造部門又は関係事業者たるガス小売事業者若しくはガス製造事業者に対して、不当に、託送供給の実施を優先し、導管ネットワークに係る情報を優先的に提供し又は提供するサービスの内容を優遇すること。</u></p> <p>○ <u>他のガス小売事業者やガス製造事業者に対して、不当に、託送供給の実施を劣後させ、導管ネットワークに係る情報を提供せず又は提供するサービスの種類を縮小すること。</u></p> <p>③ <u>ガス導管事業者によるその他の競争関係阻害行為の禁止</u></p> <p>ア <u>公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</u></p> <p><u>下記イに記載のとおり、特別一般ガス導管事業者は、「容易に視認できない場所に刻印又は表示する場合」（ガス事業法施行規則第79条の2第1号ただし書）、その特定関係事業者たるガス小売事業者又はガス製造事業者と同一であると誤認されるおそれのある商号及び商標を用いることができるが、当該特定関係事業者たるガス小売事業者又はガス製造事業者が、当該特別一般ガス導管事業者の信用力・ブランド力を活用して自らの営業活動を有利にすることをより確実に防ぐた</u></p>	<p>導管部門の事故対応等（事故状況の問合せ、事故復旧の順序等）、計量器の交換の可否・交換時期に関して、ガス導管事業者が、<u>自己又はグループ内の需要家であるか託送供給依頼者の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱った場合（なお、結果として事故復旧の順序が異なること自体が問題であるわけではない。）</u></p> <p>（略）</p> <p>ガス導管事業者が、託送供給業務を行うに当たり、例えば以下のように自己の製造部門や小売部門等と他のガス製造事業者やガス小売事業者等を差別的に取り扱うことにより、当該ガス製造事業者やガス小売事業者の競争上の地位を不利にし、その事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶、差別取扱い等）。</p> <p>○ <u>自己の製造部門や小売部門に対して、不当に、託送供給の実施を優先し、導管ネットワークに係る情報を優先的に提供し又は提供するサービスの内容を優遇すること。</u></p> <p>○ <u>他のガス製造事業者やガス小売事業者に対して、不当に、託送供給の実施を劣後させ、導管ネットワークに係る情報を提供せず又は提供するサービスの種類を縮小すること。</u></p> <p>（新設）</p>

改 定 案	現 行
<p><u>め、特別一般ガス導管事業者が、法的分離後に新たに商号を刻印又は表示（以下「刻印等」という。）する場合には、法的分離後の特別一般ガス導管事業者の商号を刻印等することが望ましい。</u></p> <p><u>同様に、容易に視認できない場所に刻印等する場合であっても、特別一般ガス導管事業者が法的分離後に新たに商標を刻印等する場合には、その特定関係事業者たるガス小売事業者又はガス製造事業者と同一であると誤認されるおそれのない商標（以下「独自商標」という。）のみ、又はグループ商標に併せて独自商標を刻印等することが望ましい。</u></p> <p><u>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</u></p> <p><u>ガス導管事業者において、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める以下の行為があると認められる場合、当該ガス導管事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（ガス事業法第54条第2項、第80条第2項）や業務改善勧告（同法第178条第1項）が発動される可能性がある。</u></p> <p><u>i 特別一般ガス導管事業者が、その特定関係事業者たるガス小売事業者又はガス製造事業者と同一であると誤認されるおそれのある商号を用いること（ただし、容易に視認できない場所に刻印等する場合は除く。）。</u></p> <p><u>ii 特別一般ガス導管事業者が、その特定関係事業者たるガス小売事業者又はガス製造事業者と同一であると誤認されるおそれのある商標を用いること（ただし、独自商標と併せて用いる場合又は容易に視認できない場所に刻印等する場合は除く。）。</u></p> <p><u>iii ガス導管事業者の託送供給の業務を行う部門（特別一般ガス導管事業者及び特別特定ガス導管事業者にあつては、当該特別一般ガス導管事業者及び特別特定ガス導管事業者）が、当該ガス導管事業者のガス小売事業又はガス製造事業（ガス小売事業の用に供するためのガスを製造するものに限る。）に係る業務を営む部門及び関係事業者たるガス小売事業者又はガス製造事業者に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為を行うこと。</u></p>	

改 定 案	現 行
<p><u>ここで、上記 i 及び ii の「容易に視認できない場所に刻印又は表示する場合」とは、例えば、需要家が立ち入らない施設内であり外部から見えない場所にある看板やマンホール等における目立たない刻印など、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがないと考えられる場所に刻印等をする場合をいう。</u></p> <p><u>上記のうち i については、特別一般ガス導管事業者がその商号の一部にグループ名称を使用する場合において、その商号においてガス導管事業者であることを示す文言（「導管」、「ネットワーク」等）を入れる場合には問題とならない。</u></p> <p><u>上記のうち ii について、独自商標が併せて用いられているか否かは、特定関係事業者たるガス小売事業者又はガス製造事業者と同一であると誤認されるおそれのある商標と独自商標の大小、両者の位置関係等の事情から、特別一般ガス導管事業者とその特定関係事業者たるガス小売事業者又はガス製造事業者が同一と誤認されるおそれの有無を実質的に考慮して判断される。</u></p> <p><u>また、上記のうち iii については、例えば、特別一般ガス導管事業者が、グループ全体の広告、宣伝その他の営業行為を行う際に、自社とその特定関係事業者たるガス小売事業者又はガス製造事業者が、単にグループ会社の関係にあることを表示するような、特別一般ガス導管事業者の信用力・ブランド力を活用しない場合は、問題とならない。他方で、特別一般ガス導管事業者が、グループ全体の広告、宣伝その他の営業行為を行う際に、自社の信用力・ブランド力を活用する場合（例えば、「私たち、特別一般ガス導管事業者を有する××ガスグループは、ガスのトータルサポートを行っており、安心・安全なガスをお送りしています。」という表示）は、問題となる。</u></p> <p>④ <u>特別一般ガス導管事業者の取締役等の兼職規制</u></p> <p>ア <u>公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</u></p> <p><u>ガス供給事業者間の適正な競争関係が阻害される行為（以下「中立性阻害行為」という。）をより適確に防止するため、特別一般ガス導管事業者とその特定関係事業者との間において取締役又は執行役などの兼職が原則として禁止されていることを踏まえると、特別一般ガス導管事業者とその特定関係事業者との間において、兼職を行う取締役又は執行役がいる場合には、当該特別一般ガス導管事業者は、</u></p>	<p>(新設)</p>

改 定 案	現 行
<p><u>あらかじめ、例えば以下のような事項を、電力・ガス取引監視等委員会に説明するとともに、年1回程度、一般に公表することが望ましい。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>i 兼職者の業務内容、役職名、兼職の必要性</u></li> <li><u>ii 当該兼職によって中立性阻害行為が発生しないと考える根拠</u></li> <li><u>iii 当該兼職による中立性阻害行為の発生を防ぐ仕組みとその実施状況</u></li> </ul> <p><u>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</u></p> <p><u>特別一般ガス導管事業者が以下の i に該当し、かつ、その特定関係事業者が以下の ii に該当する場合において、当該特別一般ガス導管事業者の取締役又は執行役が、その当該特定関係事業者の取締役、執行役その他の業務を執行する役員（以下「取締役等」という。）若しくは従業者を、又は、特別一般ガス導管事業者の従業者がその特定関係事業者の取締役等を兼職しているときは、違反となることから、当該特別一般ガス導管事業者に対し、当該違反を是正するための措置の命令（同法第54条の4第3項）や業務改善勧告（同法第178条第1項）が発動される可能性がある。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>i 特別一般ガス導管事業者において、以下に掲げる措置のいずれかを講じていない場合</u> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>(a) 兼職者が非公開情報を入手できないことを確保するための措置</u></li> <li><u>(b) 兼職者が属する特別一般ガス導管事業者の営む導管等業務のうち、ガス小売事業又はガス製造事業に影響を及ぼし得るものに参画できないことを確保するための措置</u></li> </ul> </li> <li><u>ii 特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者において、兼職者が属する特定関係事業者の営むガス小売事業又はガス製造事業の経営管理に係る業務運営上の重要な決定に参画できないことを確保するための措置を講じていない場合</u></li> </ul> <p><u>ここで、「非公開情報」とは、ガス導管事業者が営む託送供給の業務に関する公表されていない情報であって、ガス小売事業又はガス製造事業に影響を及ぼし得るものをいい、例えば、以下の情報及びこれらに基づき計算される情報等であって、公表されていないものをいう。以下同じ（ガス事業法施行規則第79条の4第1号、第79条の5、第79条の8、第79条の14、第127条の3）。</u></p>	

改 定 案	現 行
<p>○<u>託送供給依頼者のガス供給源</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>ガス供給源の接続予定地点、稼動（又は供給）開始予定時期</u></li> <li>● <u>ガスの製造方式、製造設備の仕様及び原料調達、又はガスの調達計画</u></li> <li>● <u>ガスの性状と圧力</u></li> </ul> <p>○<u>託送供給依頼者のガス供給条件等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>託送によるガス供給の状況（託送ガス量、インバランス量、事故状況等）</u></li> <li>● <u>供給予備力</u></li> <li>● <u>保安体制及び組織</u></li> </ul> <p>○<u>託送供給依頼者のガスの使用者の需要動向・需要実績等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>需要動向（最大流量倍率、個別の需要家の需要見通し、需要家及びその規模の分布等）</u></li> <li>● <u>需要実績（最大ガス量、ガス流量変動履歴）</u></li> <li>● <u>託送の状況（託送ガス量）</u></li> </ul> <p>○<u>ガス導管事業者の導管設備に関する設備計画等</u></p> <p><u>上記 i のうち、(a)「兼職者が非公開情報を入手できないことを確保するための措置」が講じられているか否かは、以下に掲げる措置等により、兼職者が非公開情報を入手することによる中立性阻害行為が防止されているか否かで個別に判断される。</u></p> <p>○ <u>特別一般ガス導管事業者のシステム上、兼職者が特別一般ガス導管事業者の保有する非公開情報を入手できないようにすること</u></p> <p>○ <u>特別一般ガス導管事業者の社内規程等により、兼職者が特別一般ガス導管事業者の保有する非公開情報を入手すること及び兼職者に非公開情報を提供することを禁止すること</u></p> <p><u>上記 i のうち、(b)「兼職者が属する特別一般ガス導管事業者の営む導管等業務のうち、ガス小売事業又はガス製造事業に影響を及ぼし得るものに参画できないことを確保するための措置」が講じられているか否かは、以下に掲げる措置等により、兼職者が導管等業務に参画することによる中立性阻害行為が防止されているか否かで個別に判断される。</u></p>	

改 定 案	現 行
<p>○ <u>特別一般ガス導管事業者の社内規程等で、兼職者が導管等業務のうち、ガス小売事業又はガス製造事業に影響を及ぼし得るものに参画することを禁止すること</u></p> <p><u>なお、上記 i (a)、(b) いずれの措置についても、特別一般ガス導管事業者は、(2) - 2 のとおり、その法令遵守責任者をして、業務執行の状況の監視を行わせるとともに、その監視部門をして、一般ガス導管事業の業務に関する情報の取扱いが適正であるかどうかについて監視させなければならない。</u></p> <p><u>また、上記 ii 「兼職者が属する特定関係事業者の営むガス小売事業又はガス製造事業の経営管理に係る業務運営上の重要な決定に参画できないことを確保するための措置」が講じられているか否かは、以下に掲げる措置等により、兼職者が経営管理に係る重要な決定に参画することによる中立性阻害行為が防止されているか否かで個別に判断される。</u></p> <p>○ <u>特定関係事業者の社内規程等で、兼職者がガス小売事業又はガス製造事業の経営管理に係る業務運営上の重要な決定に関する審議・議決へ参画することを禁止すること（オブザーバー等としての参加を含む。）</u></p> <p>○ <u>兼職者がガス小売事業又はガス製造事業の経営管理に係る業務運営上の重要な決定に関与していないことの監視・検証を行う体制を整備し、運用すること</u></p> <p>⑤ <u>特別一般ガス導管事業者及びその特定関係事業者の従業者の兼職規制</u></p> <p>ア <u>公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</u></p> <p><u>中立性阻害行為をより適確に防止するため、特別一般ガス導管事業者とその特定関係事業者との間において特定の業務に従事する従業者の兼職が制限されていることを踏まえると、特別一般ガス導管事業者とその特定関係事業者との間において兼職を行う従業者がいる場合には、当該特別一般ガス導管事業者は、あらかじめ、例えば上記④ア i から iii までの事項を、電力・ガス取引監視等委員会に説明するとともに、年 1 回程度、一般に公表することが望ましい。</u></p> <p>イ <u>公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</u></p>	<p>(新設)</p>



改 定 案	現 行
<p><u>特別一般ガス導管事業者が、以下 i から iii までに定める特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者の従業者を、特別一般ガス導管等業務に従事させたと認められる場合、違反となることから、当該特別一般ガス導管事業者に対し、当該違反を是正するための措置の命令（同法第 5 4 条の 4 第 3 項）や業務改善勧告（同法第 1 7 8 条第 1 項）が発動される可能性がある。</u></p> <p><u>i ガス小売事業者の従業者であって、ガス小売事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの</u></p> <p><u>ii ガス製造事業者の従業者であって、ガス製造事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの</u></p> <p><u>iii 特定関係事業者たるガス小売事業者又はガス製造事業者の親会社等（当該特別一般ガス導管事業者に該当するものを除く。）に該当する者の従業者であって、その経営を実質的に支配していると認められるガス小売事業者又はガス製造事業者の経営管理に係る業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの</u></p> <p>なお、「特別一般ガス導管等業務」とは、以下の i 又は ii に該当する業務をいう（ガス事業法施行規則第 7 9 条の 5）。</p> <p><u>i 非公開情報を入手することができる業務</u></p> <p><u>ii 導管等業務のうち、ガス小売事業又はガス製造事業に影響を及ぼし得るもの</u>  <u>ここで、ii 「導管等業務のうち、ガス小売事業又はガス製造事業に影響を及ぼし得るもの」とは、例えば、以下の業務が考えられる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>○ 導管運用に関する業務（注入指令等）</u></li> <li><u>○ 導管設備の停止計画、設備計画等に関する業務</u></li> <li><u>○ ガス小売事業者及びガス製造事業者からの申請・問合せ対応業務</u></li> <li><u>○ ガスの使用者からの申請・問合せ対応業務</u></li> </ul> <p>⑥ <u>ガス導管事業者の人事交流</u></p> <p><u>○ 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</u></p> <p>特別一般ガス導管事業者は、その特定関係事業者との間で従業者の出向、転籍その他の取締役又は従業者の人事交流を行う場合には、情報の適正な管理及び差</p>	<p>(新設)</p>

改 定 案	現 行
<p><u>別取扱い禁止の確実な確保の観点から、こうした人事交流について、社内規程等により行動規範を作成し、それを遵守することが望ましい。</u></p> <p><u>また、法的分離の対象とならないガス導管事業者においては、託送供給関連業務部門と他部門又は関係事業者との間で従業者の人事交流を行う場合には、情報の適正な管理の観点から、こうした人事交流について、ガス導管事業者のガス事業の規模や経営実態及び導管ネットワークの公平・透明な利用というガス事業法の趣旨を踏まえ、社内規程等により行動規範を作成し、それを遵守することが望ましい。</u></p> <p>⑦ <u>特別一般ガス導管事業者のグループ内での取引に関する規制</u></p> <p>○ <u>公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</u></p> <p><u>特別一般ガス導管事業者が、通常の取引の条件と異なり、かつガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件で、当該特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者等（同法第54条の5第1項）と取引を行ったと認められる場合、当該特別一般ガス導管事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（同法第54条の5第5項）や業務改善勧告（同法第178条第1項）が発動される可能性がある。</u></p> <p><u>なお、「通常の取引の条件」とは、特別一般ガス導管事業者が自己のグループ会社以外の会社と同種の取引を行う場合に成立するであろう条件と同様の条件をいう。</u></p> <p>⑧ <u>特別一般ガス導管事業者の委託規制</u></p> <p>○ <u>公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</u></p> <p><u>特別一般ガス導管事業者が、以下のiからiiiまでのいずれにも該当しないにもかかわらず、その特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等（特定関係事業者に該当するものを除く。）に導管等業務を委託したと認められる場合、当該特別一般ガス導管事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（同法第54条</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改 定 案	現 行
<p>の5第5項)や業務改善勧告(同法第178条第1項)が発動される可能性がある。</p> <p>i <u>災害その他非常の場合におけるやむを得ない一時的な委託としてする場合</u>  「災害その他非常の場合におけるやむを得ない一時的な委託」か否かは、業務の内容及び頻度等を踏まえて総合的に判断されるところ、例えば、以下の場合はこれに該当すると考えられる。なお、災害等緊急時(特別一般ガス導管事業者がその防災業務計画に基づき非常態勢をとっている場合などをいう。以下(a)から(c)までにおいて同じ。)において特別一般ガス導管事業者のグループ内の一体的体制を機能させるため、平時において、特別一般ガス導管事業者がその特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等と災害等緊急時に係る訓練や情報共有等を実施することは妨げられない。</p> <p>(a) <u>供給支障に至っていないものの供給設備や製造設備等の障害により大規模な供給支障に至るおそれがある場合や、台風上陸前など供給に支障が生ずることが予測できるときなどにおいて、災害等緊急時の備えとして、その特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等に災害対応準備業務を委託する場合</u></p> <p>(b) <u>ガス漏れ対応、供給停止受付等のコールセンター業務、リエゾン派遣及び物資支援活動など、災害等緊急時の特別一般ガス導管事業者による復旧業務をその特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等に委託する場合</u></p> <p>(c) <u>災害等緊急時に、特別一般ガス導管事業者による復旧業務における意思決定又は指揮監督を、当該特別一般ガス導管事業者を支援するその特定関係事業者たる親会社等の長等へ委託する場合</u></p> <p>ii <u>受託者が、委託をしようとする特別一般ガス導管事業者の子会社(当該特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等(当該特別一般ガス導管事業者を介在させることなく、その財務及び事業の方針の決定を支配するものに限る。)に該当するものを除く。)である場合</u></p> <p>iii <u>次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合</u>  (a) <u>非公開情報を取り扱う業務を委託する場合</u></p>	

改 定 案	現 行
<p><u>(b) ガス小売事業又はガス製造事業に影響を及ぼし得る業務を委託する場合であって、受託者の裁量の余地がない業務であることが明白でない業務を委託するとき</u></p> <p><u>(c) 受託者を公募することなく業務を委託することが、当該委託に係る業務の性質その他の事情に照らして、合理的な理由を欠く場合</u></p> <p>ここで、(b)「<u>ガス小売事業又はガス製造事業に影響を及ぼし得る業務を委託する場合であって、受託者の裁量の余地がない業務であることが明白でない業務を委託するとき</u>」とは、受託者である特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者が、自己又は他の特定関係事業者により有利になるよう導管等業務を実施することができないことが明らかでない場合をいう。例えば、導管設備の保守・点検について期間及び手順等を定めて委託する場合については、これに該当しない。</p> <p>また、(c)「<u>合理的な理由</u>」とは、例えば、①委託された業務を遂行する上で、必要な能力・人材（特殊な技能や高度な専門知識など）を有する事業者が、当該事業者のみと認められる場合、②保安体制維持や災害時の復旧対応等のため、特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等と特別一般ガス導管事業者が迅速な連携をとる必要があるところ、その連携が円滑に行えるように、事前に一定の業務委託をする必要が認められる場合が考えられ、具体的にどのような場合が合理的な理由に該当するかは、実態を踏まえて、個別に判断される。</p> <p>⑨ <u>特別一般ガス導管事業者の最終保障供給の業務の委託における公募の例外</u></p> <p>○ <u>公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</u></p> <p><u>特別一般ガス導管事業者が、その最終保障供給の業務を委託する場合において、災害その他非常の場合におけるやむを得ない一時的な委託でないにもかかわらず、受託者を公募することなく、その特定関係事業者たるガス小売事業者又はガス製造事業者これらにこれらの業務を委託したと認められる場合、当該特別一般ガス導管事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（同法第54条の5第5項）や業務改善勧告（同法第178条第1項）が発動される可能性がある。</u></p>	<p>(新設)</p>

改 定 案	現 行
<p><u>なお、受託者の公募は、新聞掲載、掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により広告し、競争入札の方法その他公正かつ適切な業務の受託の実施が確保される方法により行う必要がある。</u></p> <p>⑩ <u>特別一般ガス導管事業者の受託規制</u></p> <p>ア <u>公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</u></p> <p><u>特別一般ガス導管事業者が、その特定関係事業者からガス小売事業又はガス製造事業の業務を受託する場合には、委託に応じ実施することが可能な業務の概要（例えば、顧客の問合せに対応する業務、顧客にガス料金請求票を届ける業務、導管施設の構内にある又は導管設備に隣接する小売・製造設備の運用・保守、夜間・休日の消費機器調査・修理業務等）を公表し、特別一般ガス導管事業者への委託を希望するその他の事業者からも、合理的な範囲でその業務を受託し、実施することが望ましい。</u></p> <p>イ <u>公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</u></p> <p><u>特別一般ガス導管事業者が、以下の i、ii のいずれにも該当しないにもかかわらず、その特定関係事業者たるガス小売事業者又はガス製造事業者からその営むガス小売事業又はガス製造事業の業務を受託したと認められる場合、当該特別一般ガス導管事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（同法第54条の5第5項）や業務改善勧告（同法第178条第1項）が発動される可能性がある。</u></p> <p><u>i 災害その他非常の場合におけるやむを得ない一時的な受託としてする場合</u></p> <p><u>ii 業務を受託するか否かの判断及び受託に係る業務が、特定のガス供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えることができるものでない場合</u></p> <p><u>なお、「特定のガス供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えることができる」業務の受託とは、合理的な理由なく特定関係事業者たるガス小売事業者若しくは</u></p>	<p>(新設)</p>

改 定 案	現 行
<p><u>ガス製造事業者以外からは受託しないなど、グループ内外で条件等に差を設けた業務の受託、又は特別一般ガス導管事業者のみが知り得る情報や特別一般ガス導管事業者の人的・物的資源を不当に活用し、若しくは当該受託業務に関連する導管等業務の実施を変更・調整するなどして、業務の成果を高めることができるものの受託をいう。</u></p> <p>(2)ー2 <u>ガス供給事業者間の適正な競争関係を確保するためのガス導管事業者の体制整備等</u></p> <p>ア <u>公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</u></p> <p><u>ガス導管事業者に係るガスメーターの取付数が30万個未満のガス導管事業者においては、下記イに記載する要件のうち、i、ii及びxiからxvについての体制の整備又はこれらに代替する措置を講じることが望ましい。</u></p> <p><u>なお、ガス導管事業者のガス事業の規模や経営実態から、実施が困難な場合においては、導管ネットワークの公平・透明な利用という同法の趣旨を踏まえ、事業規模等に応じた適切な対応を行うものとする。</u></p> <p>イ <u>公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</u></p> <p><u>ガス導管事業者が、託送供給業務に関して知り得た情報その他そのガス導管事業の業務に関する情報を適正に管理し、かつ、託送供給業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他ガス供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置として、以下の要件（その事業に係るガスメーターの取付数が30万個未満のガス導管事業者においては、i、ii及びxiからxvの要件を除く。）を満たすものを講じていない場合、当該ガス導管事業者に対し、業務改善命令（同法第57条、第82条）や業務改善勧告（同法第178条第1項）が発動される可能性がある。</u></p> <p><u>i 次の(i)又は(ii)に掲げる業務については、その業務の用に供する室と当該(i)又は(ii)に定める業務の用に供する室とを区分するものであること。</u></p>	<p>(新設)</p>

改 定 案	現 行
<p>(i) <u>当該ガス導管事業者（特別一般ガス導管事業者又は特別特定ガス導管事業者に該当するものに限る。以下この(i)において同じ。）の業務</u> <u>その特定関係事業者の業務（当該ガス導管事業者がその特定関係事業者から受託する業務を除く。）</u></p> <p>(ii) <u>当該ガス導管事業者（特別一般ガス導管事業者又は特別特定ガス導管事業者に該当するものを除く。以下この(ii)において同じ。）の託送供給の業務その他そのガス導管事業の業務（非公開情報を取り扱わない業務を除く。）</u> <u>そのガス小売事業又はガス製造事業に係る業務（託送供給の業務その他そのガス導管事業の業務を行う部門が実施する業務を除く。）</u> <u>又はその関係事業者の業務（当該ガス導管事業者がその関係事業者から受託する業務を除く。）</u></p> <p><u>「区分する」とは、物理的隔絶を担保し、入室制限等を行うことをいう。</u></p> <p><u>なお、区分されているか否かは、その室で取り扱う情報の内容、物理的隔絶の程度等に応じて個別・具体的に判断される。</u></p> <p>ii <u>託送供給の業務を行う部門（以下「託送供給部門」という。）に、以下の(i)、(ii)の場合に応じ、非公開情報の管理の用に供するシステムとして(i)、(ii)それぞれに掲げる要件を全て満たすことが確保されたものを構築するものであること。</u></p> <p><u>(i) 当該システムを当該ガス導管事業者のガス小売事業又はガス製造事業に係る業務を営む部門又は当該ガス導管事業者の関係事業者と共用する場合</u></p> <p><u>(a) 託送供給業務の用に供する目的以外の目的のために非公開情報を取り扱うことができないものであること。</u></p> <p><u>(b) 必要に応じて区分された非公開情報ごとに、それぞれ当該区分された非公開情報を利用し、又は提供するために入手することができる者として特定された者のみが当該情報を入手することができるものであること。</u></p> <p><u>(c) 当該システムを使用して非公開情報を入手した者を識別することができる事項、当該者が入手した非公開情報の内容及び当該非公開情報を入手した日時を記録し、これを保存するものであること。</u></p> <p><u>ここで、「非公開情報を入手した者を識別することができる事項、当該者が入手した非公開情報の内容及び当該非公開情報を入手した日時」とは、例えば、</u></p>	

改 定 案	現 行
<p><u>当該システムにログインした者及びログインした日時のほか、当該システムを通じてファイルを閲覧又は出力した場合の、当該ファイルのファイル名又はそれに相当する事項等が該当する。また、供給指令センターのシステムなど、入退室が管理されている物理的に区切られた室内で、入室者がシステムにログインすることを要さずに当該システムから非公開情報を入手することができる場合においては、当該室の入退室記録も該当する。</u></p> <p><u>(ii) 当該システムを当該ガス導管事業者のガス小売事業又はガス製造事業に係る業務を営む部門及び当該ガス導管事業者の関係事業者と共用しない場合上記 (i) (c) に定める要件。</u></p> <p><u>iii 託送供給業務に関して知り得た情報その他そのガス導管事業の業務に関する情報の入手、利用、提供その他の当該情報の取扱いについて、これを適正なものとするために当該ガス導管事業者の役員（取締役、執行役、理事又はこれらに準ずる者をいう。iv、vi及びviiにおいて同じ。）及び従業者（役員及び従業者であった者を含む。viiにおいて同じ。）が遵守すべき規程を作成するものであること。</u></p> <p><u>iv iiiにより作成する規程を遵守させるため、当該ガス導管事業者の役員及び従業者に対し必要な研修を実施するものであること。</u></p> <p><u>v 託送供給業務に関して知り得た情報その他そのガス導管事業の業務に関する情報の管理責任者（以下「情報管理責任者」という。）を置くものであること。</u></p> <p><u>vi 情報管理責任者は、当該ガス導管事業者の役員をもってこれに充てることとするものであること。</u></p> <p><u>vii 情報管理責任者をして、iiiにより作成する規程が当該ガス導管事業者の役員及び従業者によって遵守されるよう、託送供給業務に関して知り得た情報その他そのガス導管事業の業務に関する情報の取扱いを管理させるものであること。</u></p> <p><u>viii 託送供給部門をして、託送供給業務について、当該ガス導管事業者とガス小売事業者又はガス製造事業者（当該ガス導管事業者のガス小売事業又はガス製造事</u></p>	



改 定 案	現 行
<p><u>業に係る業務を営む部門を含む。）との取引及び連絡調整の経緯及びその内容（以下、「取引及び連絡調整の経緯等」という。）を記録し、これを保存するものであること。</u></p> <p><u>ただし、「その取引及び連絡調整の経緯等が軽微なものであるとき」（ガス事業法施行規則第79条の14第1項第8号、第127条の3第1項第8号）は、記録及び保存の対象から除外されているところ、「その取引及び連絡調整の経緯等が軽微なもの」とは、例えば、日常的な問合せへの対応などが該当すると考えられる。</u></p> <p><u>ix 法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は約款若しくは業務規程その他の規則をいう。以下同じ。）を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を置くものであること。</u></p> <p><u>なお、「法令等」とは、ガス事業法関連法令のみに限定する趣旨ではなく、ガス導管事業を実施する上で遵守することが予定されているものを含む。</u></p> <p><u>x 法令遵守責任者をして、託送供給業務その他そのガス導管事業の業務が法令等に適合することを確保するための規程及び計画を整備し、及び運用すること並びにその業務執行の状況の監視を行わせるものであること。</u></p> <p><u>xi 当該ガス導管事業者の託送供給業務その他そのガス導管事業の業務の実施状況を監視する部門（以下「監視部門」という。）を託送供給部門とは別に置くものであること。</u></p> <p><u>xii 監視部門は、当該ガス導管事業者のガス小売事業又はガス製造事業に係る業務を営む部門及び当該ガス導管事業者の関係事業者から独立した組織であること。</u></p> <p><u>ここで、「独立した」とは、当該ガス導管事業者のガス小売事業又はガス製造事業に係る業務を営む部門及び当該ガス導管事業者の関係事業者からの影響を受けないこと（例えば、兼務（特別一般ガス導管事業者においては、その特定関係事業者との間での兼職）をしないこと等）をいう。</u></p>	

改 定 案	現 行
<p>x iii <u>監視部門をして、託送供給部門における託送供給業務に関して知り得た情報その他そのガス導管事業の業務に関する情報の取扱いが適正であるかどうかについて監視させるものであること。</u></p> <p>x iv <u>監視部門をして、託送供給業務その他そのガス導管事業の業務の運営及び内容について、法令等を遵守するものであるかどうかについて監視させるものであること。</u></p> <p>x v <u>監視部門をして、x iii及びx ivにより行われた監視の結果を取締役会その他の業務執行を決定する機関に報告させるものであること。</u></p> <p>(2) - 3 <u>特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者の行為規制等</u></p> <p>① <u>特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者の取締役等の兼職規制</u></p> <p>ア <u>公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</u></p> <p><u>中立性阻害行為をより適確に防止するため、特別一般ガス導管事業者とその特定関係事業者との間において取締役、又は執行役などの兼職が原則として禁止されていることを踏まえると、特別一般ガス導管事業者とその特定関係事業者との間において兼職を行う取締役等がある場合には、当該特定関係事業者は、あらかじめ、例えば上記(2) - 1 ④ア i から iii までの事項を、電力・ガス取引監視等委員会に説明するとともに、年1回程度、一般に公表することが望ましい。</u></p> <p>イ <u>公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</u></p> <p><u>特別一般ガス導管事業者が上記(2) - 1 ④イの i に該当し、かつ、その特定関係事業者が同 ii に該当する場合において、特別一般ガス導管事業者の取締役又は執行役が、その特定関係事業者の取締役等若しくは従業者を、又は、特別一般ガス導管事業者の従業者がその特定関係事業者の取締役等を兼職しているときは、違反となることから、当該特定関係事業者に対し、当該違反を是正するための措</u></p>	<p>(新設)</p>

改 定 案	現 行
<p><u>置の命令（同法第54条の7第2項）や業務改善勧告（同法第178条第1項）が発動される可能性がある。</u></p> <p>② <u>特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者及び特別一般ガス導管事業者の従業員の兼職規制</u></p> <p>ア <u>公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</u></p> <p><u>中立性阻害行為をより適確に防止するため、特別一般ガス導管事業者とその特定関係事業者との間において、特定の業務に従事する従業員の兼職が制限されていることを踏まえると、特別一般ガス導管事業者とその特定関係事業者との間において兼職を行う従業員がいる場合には、当該特定関係事業者は、あらかじめ、例えば上記（2）－1④ア i から iii までの事項を、電力・ガス取引監視等委員会に説明するとともに、年1回程度、一般に公表することが望ましい。</u></p> <p>イ <u>公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</u></p> <p><u>特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者が、当該特別一般ガス導管事業者が営む特別一般ガス導管等業務に従事する者を、下記 i から iii までに定める従業員として従事させたと認められる場合、違反となることから、当該特定関係事業者に対し、当該違反を是正するための措置の命令（同法第54条の7第2項）や業務改善勧告（同法第178条第1項）が発動される可能性がある。</u></p> <p><u>i ガス小売事業者の従業員であって、ガス小売事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの</u></p> <p><u>ii ガス製造事業者の従業員であって、ガス製造事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの</u></p> <p><u>iii 特定関係事業者たるガス小売事業者又はガス製造事業者の親会社等（当該特別一般ガス導管事業者に該当するものを除く。）に該当する者の従業員であって、その経営を実質的に支配していると認められるガス小売事業者又はガス製造事業者の経営管理に係る業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの</u></p>	

改 定 案	現 行
<p>③ <u>特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者の人事交流</u></p> <p>○ <u>公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</u></p> <p><u>特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者は、当該特別一般ガス導管事業者との間で従業者の出向、転籍その他の取締役又は従業者の人事交流を行う場合には、情報の適正な管理及び差別的取扱い禁止の確実な確保の観点から、こうした人事交流について、社内規程等により行動規範を作成し、それを遵守することが望ましい。</u></p> <p>④ <u>特定関係事業者による特別一般ガス導管事業者に対する不当な影響力の行使の禁止</u></p> <p>○ <u>公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</u></p> <p><u>特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者が、当該特別一般ガス導管事業者に対し、同法上の禁止行為をするように要求し、又は依頼する行為があると認められる場合、当該特定関係事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（同法第54条の7第2項）や業務改善勧告（同法第178条第1項）が発動される可能性がある。</u></p> <p><u>例えば、特別一般ガス導管事業者が小売事業者の子会社である場合、親会社たる当該小売事業者が子会社たる当該特別一般ガス導管事業者に対して、自社がガスの製造を委託するガス製造事業者の製造設備投資計画に合わせた導管設備に関する設備計画を策定するよう働きかける場合等がこれに該当する。</u></p> <p>⑤ <u>特定関係事業者による競争阻害行為の禁止</u></p> <p>○ <u>公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</u></p> <p><u>特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者において、当該特別一般ガス導管事業者の信用力又は知名度を利用して、その特定関係事業者たるガス小売事業者又はガス製造事業者に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めるこ</u></p>	

改 定 案	現 行
<p><u>とに資する広告、宣伝その他の営業行為があると認められる場合、当該特定関係事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（同法第54条の7第2項）、業務改善命令（同法第20条第1項、第94条）や業務改善勧告（同法第178条第1項）が発動される可能性がある。</u></p> <p><u>例えば、特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者であるガス小売事業者が、営業活動を目的に作成した自由化料金メニューやサービスのパンフレット・CM等に、当該特別一般ガス導管事業者の災害復旧への取組を併記する等、特別一般ガス導管事業者の信用力又は知名度を利用して営業活動を行う場合は、上記の営業行為に該当する。</u></p> <p><u>なお、特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者である事業持株会社が、グループ全体での会社案内やCSR、環境への取組の広告・宣伝として特別一般ガス導管事業者の情報を掲載するにとどまる場合などには、上記の営業行為に該当しない。</u></p> <p><u>附則 本指針の適用</u></p> <p><u>令和3年4月1日の改定後の本指針は、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>(新設)</p>